

認証保育園の利用についての注意事項

1. 守谷市認証保育制度の目的

守谷市認証保育制度は、市内の認可保育所・認定こども園・地域型保育の利用保留者に、必要な保育を提供することを目的として実施している制度です。

守谷市に住所があり、認可保育所等に入所申込みをした結果、利用保留となっている児童がこの制度を利用できます。ただし、家庭での保育が可能と認められる児童は該当になりません。

2. 認証保育園利用の際の注意点

①認証保育園に入所することを目的とした認可保育所等への入所申込みはできません。

認証保育園は、「1. 守谷市認証保育制度の目的」にあるように、あくまでも認可保育所等に入所できなかった児童の保育を行う認可外保育施設です。そのため、認証保育園に入所することを前提とした認可保育所等の入所申込みはできません。

また、令和5年4月以降、認可保育所等に入所決定した後、入所決定を辞退して認証保育園の利用を継続する場合、施設が指定する一般料金での利用となります。入所決定辞退後に改めて認可保育所等に入所申込みをしても、年度末までは、認証保育料の適用にはなりません。

②下のお子さんの妊娠・出産に伴う認証保育料適用期間にご注意ください。

弟や妹の出産に伴い、保護者が育児休業を取得する場合、弟や妹の出生時点において「就労」の認定を受け、上のお子さんが認証保育園に入所している場合には、出生日の属する年度の年度末までは認証保育料の適用となります。翌年度4月1日以後は、施設が指定する一般料金での利用となります。

なお、産前休暇に入ると認可保育所等の入所決定ができません。出生日の属する年度の年度末まで認証保育料の適用とするためには届出が必要です。市役所すくすく保育課の窓口までお越しください。

〈例〉第1子：令和5年4月1日 認証保育園へ入所

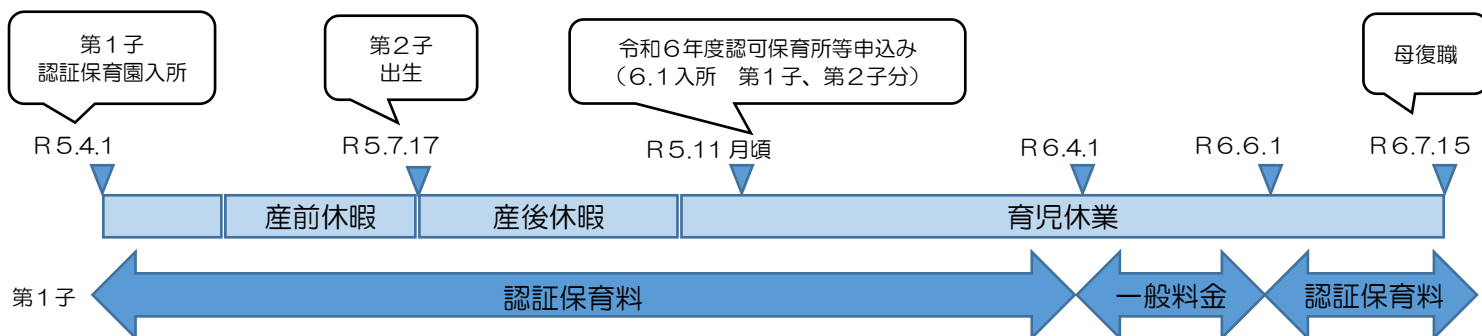
第2子：令和5年7月17日 出生予定

母：令和5年6月6日～令和5年9月11日 産前産後休暇

令和5年9月12日～令和6年7月14日 育児休業

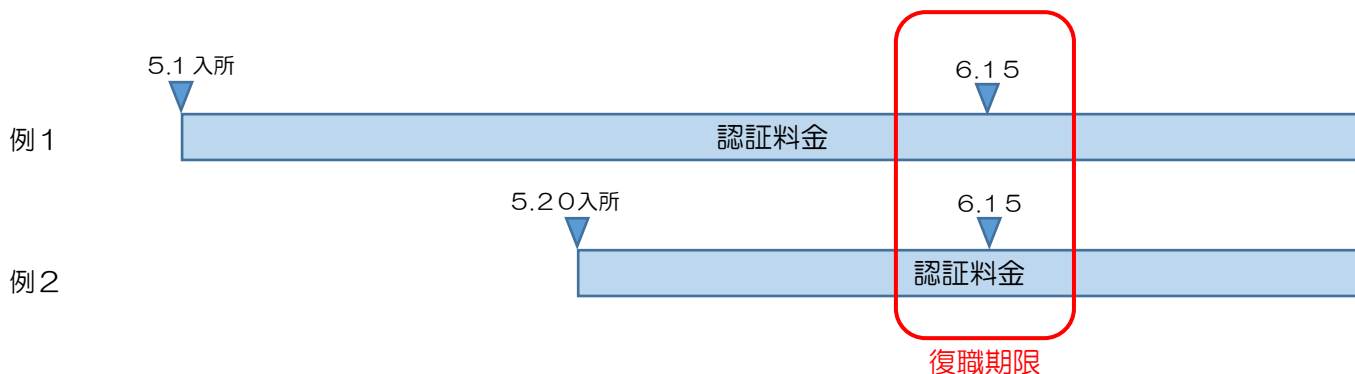
令和6年7月15日 復職予定

⇒令和6年3月31日まで認証保育料適用、令和6年4月1日～令和6年5月31日まで一般料金となります。



③育児休業中に入所した方

育児休業中に入所した方は、認可保育所同様に、入所月の翌月15日までに復職し、復職から2週間以内に復職証明書の提出が必要です。復職されない場合は、一般料金での利用となります。ただし、3月中に入所した場合は、3月31日までに復職が必要となります。



④求職活動を理由に入所した方

求職活動を理由に認証保育制度を利用開始した場合、入所日の翌々月末までに就労を開始していただくことになります。就労開始後2週間以内に就労証明書の提出をお願いいたします。

入所日の翌々月末までに就労を開始していただかない場合は、一般料金での利用となります。

⑤守谷市外へ転出する方

市外へ転出し、継続して施設を利用する場合、一般料金での利用となります。

3. 認証保育園の利用途中で他の施設に入所が決まった方

年度の途中や次年度に幼稚園等に入所が決まり、認可保育所等の入所を希望しない場合は、届出が必要です。市役所すくすく保育課までお問合せください。

【問合せ先】

守谷市役所すくすく保育課保育グループ
電話 0297-45-1111 (内線 158・159)